

# 描かれた宝暦度朝鮮通信使川御座船とその運航について

## ―館蔵「朝鮮人来朝一件」を通じて―

大澤 研一

### はじめに

筆者は近年、朝鮮通信使が淀川を登り下りする際に乗船した川御座船<sup>〔1〕</sup>に注目してきた(大澤二〇一七、二〇一九)。川御座船は西国大名に加え幕府が直接提供する形をとったことから、その実態を解明することで通信使迎接に対する徳川政権の姿勢の一端が明らかになると考えるからである。

そこで今回は、「朝鮮人来朝一件」(大阪歴史博物館所蔵熊田家文書。熊田早苗氏寄贈。以下「一件」)の紹介をおこなってみたい。熊田家は近世を通して野田村(大阪市都島区)の庄屋を務めた家である。淀川沿岸の村々は川御座船の淀川遡上に際して綱引や綱引道の整備、水尾筋の掘削などの国役を負担したが、野田村はそれに含まれただけでなく、水尾筋の位置の関係から川御座船遡上の折りには最初に対応が必要となる村でもあった。「一件」は宝暦十四年(一七六四)度の通信使使行に限った記録ではあるが、その迎接に向けた同十二年の準備段階から十四年に帰国のため大坂を離れるまでの間、大坂町奉行と野田村・諸村との間で交わされた指示や

願書などが日を追って収録されている。

そして何より注目されるのは、淀川を通航した川御座船の姿や水主の着衣を描いた、素朴ではあるが特徴を押さえた挿絵(川御座船図)が収録されている点である。これは後述するように、川御座船の種別を瞬時に見分け、前もって指示された船ごとの綱引人足を速やかに出動させるため、野田村が腐心したことと深く関連すると推測される。川御座船図は船の提供側が記録として描かせた事例が多いが、この挿絵は通航を支えた在地側が描きとどめた点で極めて珍しい存在といえよう。

そこで本稿では「一件」に書き留められた史料から川御座船運航に直接かわる水尾浚えと綱引人足の抛出(飯沼二〇〇四)にかかる動きを概観したうえで、挿絵の意義について紹介してみたい。

### 一 川御座船運航にかかる水尾浚えと綱引人足

#### 1 水尾浚え

宝暦度の通信使来聘が同十三年九月・十月頃の実施と具体的な計画が明

らかになったのは同十二年正月のことだった。そして淀川沿岸の村々に綱引道の有無・普請箇所などの差し出しが命ぜられたのは同年閏四月二日であった。これが「一件」に収録される文書の最初となる（以下、言及・引用する史料はすべて同書所収。丸囲み数字は引用史料の本稿での連番。「」数字は「朝鮮人来朝一件」内の仮文書番号）。

摂津国東生郡・住吉郡三十三カ村が「淀川筋水尾浚」「御乗船綱引人足」を負担するのは宝暦度以前からのことであったが〔No.6〕、このたびの水尾浚えに関する文書は翌宝暦十三年八月六日付が最初である。これは大坂町奉行から淀川東側（以下、左岸）の野田村・中野村庄屋たちへの指示で、「淀川筋御船路水尾浚」見分のために来る九日より川奉行を差し向けるので、庄屋年寄は村境まで船にて出向き、浚溝箇所を指図を受けるようにとの内容である。御座船二艘を並行に登らせて水尾筋を確認するが、水尾幅は一〇間、深さは定水より二尺五寸に浚うのが先格とされた〔No.15〕。

こうして村々は水尾浚えに関する最初の指示を受けたのであったが、実は水尾筋は固定的なものではなく、淀川の流れにより移動することがあった。この移動は川御座船の航路、そして綱引の実施が川の右岸なのか左岸なのかという問題に直結するため、村々にとって重大な関心事であった。この件について人足負担の淀川左岸三十九カ村は次の願いを提出した。

①〔No.25〕

乍恐御願奉申上候

摂津東生郡・同国住吉郡・河州茨田郡

一前々朝鮮人来朝二付、淀川筋御船登り候節、私共村々綱引人足被為 仰付候処、御先触ニ御公儀様御船并御大名様方御船其外船々壹艘毎綱引人足何人懸りと申儀、御廻状ニ御記被下置候得共、御船印并番手之義御記無御座候二付、差懸り人足寄七小屋今操出シ之儀難洪仕、殊之外難儀仕候、此

度朝鮮人来朝二付、右同断御船登り候節、綱引人足之儀先例之通御先触可被為 仰付奉存候、就夫乍恐奉願候ハ右御船之番附・御船印共御記被為仰触被下候得ハ人足小屋二夫々合印被置、段々ニ出シ候様仕度奉願候、別而此度之儀、淀川筋川中ニ附洲有之、右附洲より西手ニ水尾筋有之、右寄七小屋より程遠ク御座候処、綱引人足野田村領最初ニ御座候故、右之御船印・番附相心得罷有候得ハ差懸り御用勤能甚勝手ニ罷成候二付、乍恐右之段御願奉申上候、被為聞召上願之通被為 仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上、

宝暦十三年未九月十三日

三十九ヶ村連判二而

これによると、前回延享五年（一七四八）の来日時に綱引人足を繰り出す際、廻状に船ごとの人数の記載はあったが御船印と番手の記載はなかったため、寄せ小屋より人足の繰り出しに難渋したという。そのため今回は船の番付と船印を記してもらいたいが、このたびは淀川中に「附洲」があり、その西手に水尾筋があることから寄せ小屋より遠くなるが、綱引人足は野田村領が最初であるゆえ御船印と番付を心得ておきたいと述べている。なおここで重要なのは、水尾筋が川中の中洲の西方（右岸の川崎村寄り）で確認されたことである。このままだと綱引は右岸で開始することになるという見通しをもったうえでのやりとりだろう。

ところで、綱引は最初右岸の川崎村でおこなったとしても、水尾筋の関係により途中で左岸（沢上江村付近）に移動する必要があった。それにもない、従来野田村の国役堤上に設置していた綱引人足の寄せ小屋を今回は沢上江村の御国役場踏に変更したいと三十九カ村が願い出た。

②〔No.40〕

乍恐書付を以御願奉申上候

綱引水尾浚三十九ヶ村惣代共

一此度朝鮮人来朝二付、淀川筋御船登り候節、御綱引人足千五六百人集り申儀二付、人足溜り竹矢来前々致来候、此度も竹矢来凡横三間ニ四十五六間之人足溜仕度奉存候、尤前々ハ野田村領御国役堤ニ仕候得共、当年之儀ハ淀川筋水尾西方ニ御座候故、川崎村ノ御船綱沢上江村へ請取申二付、沢上江村御国役場踏ニ竹矢来仕申度候二付、此段御願奉申上候、尤水尾替り申候ハ、又々御断申上場所替可仕候、右願通御聞濟被為成下候ハ、難有奉存候、以上、

宝曆十三年未十一月十四日 野田村兵治（以下、沢上江村・森小

路村・放出村・毛馬村・赤川村・馬

場村庄屋名省略）

御奉行様

ただし、水尾筋についてはさらに位置が変わる可能性のあったことが文末に記されており、ギリギリまで観察の必要があったことがうかがえよう。そのため、十一月二十八日には川方役人が野田村領内で改めて水尾筋確認をおこなうとして、三十九ヵ村に待ち受けが命ぜられ〔No.39〕、川崎村庄屋にも野田村へ出向くよう指示されている。通信使の大坂到着が近づくなか、慎重に水尾筋を見定めようとする幕府側の姿勢がうかがわれる。

こうして年が明け、宝曆十四年を迎えた。新年最初の史料は正月十二日に大坂町奉行から左岸諸村宛の指示である。これは通信使が近々大坂へ到着する見込みなので、かねてより申し付けておいた深さ二尺五寸、幅一〇間で水尾浚えを実行するよう述べている〔No.45〕。

ところが、正月十七日になってさらに堤方役所から左岸諸村に水尾筋の確認をおこなうよう指示があった。早速野田村・中野村・沢上江村・毛馬村の庄屋は水尾筋が変わったと思しき場所があるので、確認して葉竹を立

ててもらった上で掘り浚えを指示してほしいと願ひ出た〔No.50〕。葉のついた竹を水尾筋の両側に立てその位置がわかるようにしたのである（「傍尔竹」）。

そして正月二十二日には過書方による川筋見分がおこなわれるので、一村につき三寸廻りの葉付竹三十本を差し出すよう命ぜられた〔No.51〕。すでに通信使一行は二十日に大坂到着済みで、二十六日には淀川筋を上る予定が組まれていたため、まさにギリギリのタイミングでの作業ということになるが、最終的に水尾筋の確認・確定がなされ、「傍尔竹」が建てられたのは二十三日のことだったようである。次の史料をみてみよう。

③〔No.60〕

以手紙致啓上候、然者先達而川方役所ニ而被 仰付候淀川水尾筋傍尔竹建ニ明廿三日役人為差登候、三寸廻り葉付之竹先達而被 仰渡候通御渡可被成候、且又城州境迄之撰河地川端村々其元々村継右之趣無滞御通達可被成候、以上、

正月廿二日

伏見船役所

過書役所

川崎村

野田村

右庄屋御中

こうして水尾筋が確定し、川御座船は安全な航路が得られたのである。

## 2 綱引人足

左岸諸村による綱引人足の提供は宝曆度以前からおこなわれていた。史料①によれば、此度は延享度使行の経験を踏まえ、寄せ小屋よりの人数の

繰り出しがスムーズにおこなわれるよう、あらかじめ船番付と船印を教え  
てもらいたいと野田村側は要望したのであった。この要望は実現のはこび  
となり、十一月十五日に川口御船方へ出向いたのである。

④〔No.38〕

右二付十二日罷出候処、川方役所ニ而被仰付候者、御船印来ル十五日四ツ  
時川口御船方へ罷出見可申段被仰付候間、川浚村一所ニ可罷出候、尤人足  
溜り拵候ハ、早ク願出候様被仰付候、

⑤〔No.40〕

一十一月十五日川口御船方へ川崎村立会御船印拜見ニ出ル、御船小屋之間  
役所ニ而与力衆四人連座ニ而小船之印見申候、

この時は川崎村も立会ったことがわかるが、これは最初の綱引が川崎村  
の前でおこなわれる公算が高かったためであろう。

ところが、史料⑤によればこの時実見できたのは「小船之印」(史料⑥  
の「附船」カ)であり、御座船の名は記されていないかつた模様である。そ  
の事情は不明だが、十一月二十四日になって大坂町奉行から左岸諸村に対  
し、綱引人足の人数(一四七二名)とともにあらためて御船・附船の合印  
が「別紙」によって提示され、さらに過書船・伏見船については別途一艘  
当たりの綱引人足の人数を記した木札が提示されるのでそれに従うべきこ  
とが告げられた。

⑥〔No.42〕

一朝鮮人江戸参向之節者、先達而相触達候通淀川筋両川縁村々分船々綱引  
人足都合千四百七拾式人差出シ候積り、兼而可相心得候、尤右人足高増減  
可有之間、当表出立日限極候ハ、壹艘切ニ船之引人足目録を以相触可申  
候条、人数無相違差出シ、綱引登り城州路ニ至り候ハ、彼地村々分出候人

足へ綱引渡へく候、

一御船并附船合印之儀、別紙之通ニ相心得間違無之様ニ可致候、

一過書船・伏見船分者壹艘切ニ綱引人足何人と記候木札を見せ可申間、右  
木札ニ有之人数之通船々え相掛り綱引可申候、

右之通令承知候段、村々庄屋・年寄致印形、村次順々相廻シ触留之村  
分大坂番所へ可持参者也、

未十一月廿四日 出雲印

能登印

淀川東側野田村分楠葉村迄

この「別紙」自体は「一件」に収録されていないが、挿絵には拡大した  
船印が収められていることから、この部分に「別紙」が反映された可能性  
は十分にあるだろう。次に船印の掲げ方や必要な綱引人足の告知方法をみ  
てみよう。

⑦〔No.43〕

一朝鮮人淀川筋登船之節、御船四艘并下知船式艘之合印者段々筋小旗を建、  
下ニ何丸何人と書付候紙印を付、夜ニ入候得ハ、段々筋合印之挑灯建、下  
紙印付、

一附ケ船式拾壹艘之合印ハ白地ニ石持一文字ニ三ツ星之紋付候船印、下ニ  
何船何人と書付候紙印を付、夜ニ入候得ハ裳付之挑灯、下ニ紙印付、

一右之通之合印壹艘ニ壹本ツ、陸を加子ニ持セ、紙印之書付ニ合セ、人足  
ニ綱引セ候、尤御船四艘ハ綱引下知之者、壹人宛外ニ差引いたし候加子

二三人宛、陸を遣シ候、其外附船等者右合印持之加子、直ニ可致差引候、  
一綱練之所へ者三拾石船四艘、石持ニ一文字三ツ星之紋付候船印を建、下

に綱渡シ船と書付候紙印を付ケ、御船分先に廻シ置、御船之分者御船四艘

之綱を三拾石船壹艘ツ、二而為積越候間、此船へ人足共引綱繰入候様ニ可致候、且又小船・過書船・伏見船ハ其船々え引綱繰入可申候、綱引捨候得ハ令混乱候間、右之通可相心得候、(中略)

右之通御船手申来候間、村々之者共えと令承知、無間違様可致候、

未十一月

まとめると次のようになる。①幕府提供の御船(川御座船)四艘とその航行を告げる下知船二艘は段々筋の合印の小旗を立て、その下に何丸何人(綱引人足)と書いた紙印をつける。夜は段々筋合印の提灯を立て、下に同じ紙印あり。②附船二十一艘の合印は白地に石持一文字に三ツ星の船印で、同じく下に何船何人と書いた紙印をつける。夜は提灯下に紙印あり。

③一艘に一人合印・紙印持ちの水主を陸にあげ、数を合わせて人足に綱引きをさせる。④綱繰所へは、石持一文字三ツ星の紋付船印を建て、下に「綱渡シ船」と書いた紙印をつけた三十石船四艘を御船より先に廻し置き、御船四艘の綱をそれぞれが積み、人足とともに引綱を繰り入れる。小船・過書船・伏見船についてはそれぞれの船に引綱を繰り入れるようにする。

以上は大坂船手からの指示であったが、このうち②白地に一文字三ツ星の紋(大坂船手の紋。後述)を掲げる附船二十一艘は、どの船にどう割り当てられたのかよくわからない。ただこの史料から各船が合印と綱引人足の人数を記した紙印を掲げたこと、御船引上用の綱は三十石船が積み、人足も同乗させていた事実が判明する。こうした綱引関連の詳細情報はこれまで知られておらず、「一件」の史料価値の一端を示すものである。

綱引人足の数はこうして船上に表示されることになったが、直前の宝暦十四年正月二十三日には、大坂町奉行から船ごとの人数が村々に告げられ(No.61)、さらに二十五日には村別の人数が「尺長紙二書付、船着二建置、

但大坂二張付置」かれた(No.62、表参照)。これは通信使通航の前日のことだったが、掲出されることで人足・関係者の便宜が図られたのである。

こうして通信使一行が淀川を淀へ向かう正月二十六日を迎えた。

⑧(No.64)

一廿六日午刻、宿寺出立、川崎村綱引初、東側綱初沢上江村江八過時御船来ル、荒生村二而日暮燈火上ル、枚方へ翌廿七日辰刻御船着、同日淀へ夜戌刻船着、廿八日本国寺へ入、(中略)

右御船手四艘之御座船并御大名衆御船壹艘二茶船五七艘宛引船二付、但シ御船手御紋之御差シを立て、刀指壱人宛乗、御船拾壹艘共同前、其外付船九拾四艘、壹艘切二肝煎壱人宛付、

尤仙過紙壹枚四ツ切ニメ、竹を付、肝煎二渡、但川口二而被渡ハ油紙二人足数書記シ、御船奉行之紋石持二一文字之下三ツ星之小差建候様被仰渡候得共此儀なく、過書・伏見船共紺地ニ白上ヲ御用過書船・御用伏見船共、(右紺地之まねきを引柱之元ニ付置候、

二十六日午刻に宿寺を出立すると右岸の川崎村で最初の綱引がおこなわれた。その後船は左岸に渡り、八つ過ぎに左岸最初の綱引場となる沢上江村に到着した。荒生村で日暮れとなったため灯火し、枚方へ到着したのは翌二十七日の辰刻であった。そして淀へは同日夜戌刻に到着した。

幕府船・大名船は合計十一艘であり、付属する五艘または七艘の茶船には「御船手御紋」を差し、刀指しの者を一名ずつ乗せた(十一艘も同様)。その他の附船九十四艘には一艘につき肝煎一名を同乗させた。川口にて渡された油紙に人数が記され、御船奉行の紋「石持二一文字之下三ツ星」の小差しを建てよう仰せ渡されたがその儀はなく、「御用過書船」「御用伏見船」を記した紺地のまねきを引柱の元に付け置いたのであった。

## 二 「朝鮮人来朝一件」所収の川御座船図

以上、淀川左岸の村々のなかで野田村が役負担のスムーズな履行に大きな関心を抱いていた様子がわかった。なかでも事前に船印を知っておきたいという願望の強かった様子は十分にうかがえたが、その結果として収録されたのが本書の川御座船図であることはもはや疑いないであろう。

では次に各挿絵に記された墨書を翻刻し、御船に若干の解説を加えたい。

### ● 図1 引船

宗対馬守殿引船式艘

御船引船七艘茶船也

但シ御座船ヨリ先へ立

但シ綱引寄小屋迄来ル也

村方綱引ハ不入

上の二艘は宗対馬守義暢の御座船（図2）の引船である。諸村による綱引対象となっていなかったことが記されている。

下の船は幕府提供の御船四艘の引船である。一艘につき七艘の茶船が担当したと記されている（上記史料⑧によれば五艘の場合もあり）。ただしこの引船は綱引寄せ小屋までと書かれているので、登りの際、出発地点の難波橋から川崎村までに使用が限られた模様である。掲げた紋が大坂船手の紋である石持に一文字三星で、一名の帯刀者が乗船している。

### ● 図2 宗家御座船

宗対馬守御船印

御座

銀角取紙也

宗家御座船は大阪歴史博物館蔵「正徳度朝鮮通信使国書先導船図屏風」〔辛基秀コレクション、ユネスコ「世界の記憶」登録品〕にも描かれているが、二層部分で前から牀几の間、上段の間、次の間の三つの屋根が段違いに描

かれている（上段の間がもっとも高い）様子や、艫に宗氏の家紋である五七桐が添えられている点で描写が一致している。

### ● 図3 国書船

御船浪速丸 艫板ニ鳳凰之金貝有ニ付テ鳳凰丸トモ下ニテ云

国書乗之

○此色金諸船放茲

御紋金紗縫

御紋白糸縫

紫

同断

御船四艘のうち先頭を行く国書船の浪速丸である。葵紋の旗とともに史料⑥に記された「段々筋小旗」が描かれている。この段々筋（地白筋紺）は「公儀の御舟印也」とされていた。船首に金紗縫いの葵紋の旗を立てるのは国書船の特徴である。小ぶりながらも鯨を揚げた屋根をもつ牀几の間が際立つ船型と合わせ、大韓民国国立中央博物館蔵「国書楼船図」〔ユネスコ「世界の記憶」登録品〕所収の国書船と一致している。

### ● 図4 正使船

御船紀伊国丸 艫ニ依テ孔雀丸ト下ニテ云

正使乗之

国書船に次いで進む御船で、正使を乗せる紀伊国丸である。「段々筋小旗」を用いる点は国書船同様である。船首に掲げたのは正使船であることを示す「正」字の旗で、鯨を揚げた牀几の間の形状とあわせ、個人蔵「朝鮮通信使川御座船図屏風」に描かれた正使船と基本構造は同じである。

### ● 図5 副使船

御船土佐丸

副使乗之

正使船に続く副使船の土佐丸である。「段々筋小旗」はこれまで同様である。船首には副使船であることを明示する「副」字の旗を掲げる。船型としては二層部分の屋根が段違いになっており、かつ上段の間の屋根に鯨が揚げられている点の特徴となるが、これは大韓民国国立中央博物館蔵「国書楼船図」所収の副使船図と一致している。

●図6 従事官船

御船中土佐丸 従使乗之

此御船平日モ御城代重キ御巡見様ニ出ル

戸描様金ニテ団扇有リ

御船四艘の最後となるのが従事官船の中土佐丸である。本船は船首に「従」字の旗を掲げるほか、二層部分の中央の部屋ともつとも後ろの部屋の屋根が一体化して鯨を揚げ、高さに違いのない点の特徴となっている。また杉戸に金にて団扇が描かれているとの注記がなされているが、これらはすべて大韓民国国立中央博物館蔵「国書楼船図」所収の従事官船で確認できる特徴である。「一件」所収の川御座船図が極めて良く各船の特徴を把握して描かれたものであることがわかる。

以下、紙幅の関係から上々官船（三艘）・上判事船（二艘）・以酹庵長老船（二艘）については墨書のみを記す<sup>3)</sup>。上述のとおり御船四艘の特徴が良く表現されていることをみれば、上々官船以下の船型についてはむしろ本書の挿絵が基本資料になりうることを指摘しておきたい。

●図7 上々官第一船

自是七艘之御船ハ闌ヲ引ク、壹番分七番迄相定

但シ帰国之時、淀ヨリ下ニハ七番之船壹番ニ替ル

登船壹番

下船七番

松平大膳大夫殿御船

●図8 上々官第二船

阿部伊予守殿船

登船貳番

下船六番

●図9 上々官第三船

小笠原伊勢守殿船

登船三番

下船五番

●図10 上判事第一船

松平直次郎殿船

登船四番

下船四番

金碇

●図11 上判事第二船

松平阿波守殿船

登船五番

下船三番

此旗淀ヨリ下ニハ松平安芸守船ニ建

船艫額  
歛光丸

●図12 瞻長老船

松平土佐守殿船

登船六番  
下船式番

京相国寺

瞻長老乗船

船艫額

善調丸

● 図13 芳長老船

松平安芸守殿船

登船七番

下船七番

京東福寺

芳長老乗船

おわりに

以上、「朝鮮人来朝一件」所収の川御座船関係史料と挿絵の紹介を終える。川御座船の船団構成や運航の概要については宗家文書でも確認できる部分はあるが、本書に記された水尾浚えや綱引人足の繰り出しなどの具体的な準備状況については負担した側ならではの記録といえよう。また挿絵については簡略ではあるが正確な描写であることが判明した。さらにいえば、御船四艘に加え大名提供船を加えた全御座船がひとつの資料のなかに描かれた例を筆者は他に知らない。これも在地側で作成されたゆえの大きな特長といえる。こうした重要性に鑑み、他の川御座船図との比較の便のため本稿では図版にカラーを採用した。積極的な利用を期待したい。

〔註〕

(1) ここでいう川御座船とは国書船・三使船・上々官船・上判事船・以酌庵長老船を指す。

(2) 「入来琉球記」に記されている。平山敏治郎「入来琉球記(資料)」「民俗学研究所紀要」第三集 一九七八年)。木土博成氏のご教示による。

(3) 宝暦度は登り時と下り時で上々官船以下の馳走大名に異動があることがわかっている(大澤二〇一七)。本書の挿絵は参向時の御座船を対象としているが、図7以降に記された墨書はその異動について言及している。

〔参考文献〕

飯沼雅行 二〇〇四 「朝鮮通信使・琉球使節通航時の綱引助郷―摂河両国を中心に―」『交通史研究』五十四号

大澤研一 二〇一七 「通信使川御座船の船団編成について」『朝鮮通信使地域史研究』第二号

大澤研一 二〇一九 「史料紹介 豊後国稲葉家伝来天和度朝鮮通信使川御座船関係文書について」『大阪歴史博物館研究紀要』第十七号

川御座船の綱引人足数と負担村

船名	船数	必要綱引人足総数	内訳	肝煎人数	負担村	備考
浪速丸(国書)	1	80	66	6	毛馬村	
			14	2	中野村	
紀伊国丸(正使)	1	90	74	7	猪飼野村	
			9	1	大友村	
			7	1	小橋村	
土佐丸(副使)	1	80	56	6	国分村	
			24	2	蒲生村	
中土佐丸(従事官)	1	80	59	6	放出村	
			21	2	野田村	
御船手与力乗船	2	12		3	腹見村	
小屋形御船	1	15				
閑所船	4	16		4	西今里村	
三拾石船	7	35		4	土居村：人足30	過書伏見船
七拾石船	3	24		6	守口町：人足29	過書伏見船
五拾石船	6	36		6	中浜村	
小計(御船+附船)		468				
松平大膳大夫船(上々官第一)	1	90		9	赤川村	
阿部伊予守船(上々官第二)	1	70	60	6	千林村	
			10	1	中野村	
小笠原伊予守船(上々官第三)	1	70	28	3	荒生村	
			42	4	野江村	
松平直次郎船(上判事第一)	1	80		8	今福村	
松平阿波守船(上判事第二)	1	80	69	7	鷗野村	
			11	1	貝脇村	
松平土佐守船	1	90	21	2	赤川村	
			19	2	新開多新田	
			50	5	下辻村	
松平安芸守船	1	70	44	4	南嶋村	
			26	3	関目村	
小計(川御座船)		550				
百三拾石船	1	23		2	別所村	過書伏見船
五拾石船	13	78	48	8	中村	過書伏見船
			30	5	般若寺村	
百石船	4	48	39	3	森小路村	過書伏見船
			9	1	内代村	
九拾石船	3	33		5	善源寺村：人足42	過書伏見船
八拾石船	1	10		13	上辻村：人足13	過書伏見船
六拾石船	5	35		23	江野村：人足23	過書伏見船
四拾石船	11	66	31	7	沢上江村	過書伏見船
			14	1	馬場村	
			21	3	友淵村	
三拾石船	7	35	35	7	馬場村	過書伏見船
手くり船	4	12			今市村	伊勢船
小計(信使方分)		340				
川奉行与力乗船	2	16				
川奉行下役乗船	2	10		手くり船とあわせて11	今市村	
三拾石船	2	10				過書伏見船
四ツ足茶船	1	5				
小計(川御用分)		41				
三拾石船	4	20		以下、4件計15	以下4件で桑津村：足27・肝煎6、我孫子村：人足52・肝煎9	過書伏見船
三拾石船	3	15				過書伏見船
小計(過書伏見船役人乗船分)		35				
四拾石船	4	24				過書伏見船
通船	4	20				
小計(御賄船分)		44				
総計	105	1478				



図 1

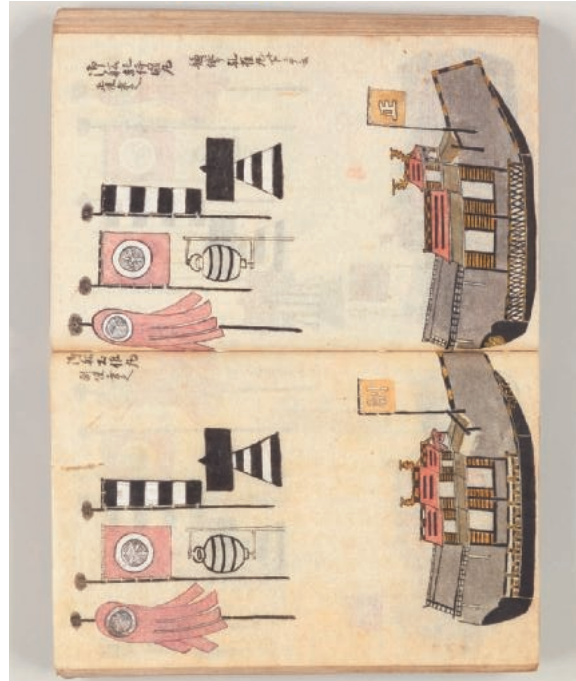


図 4

図 5

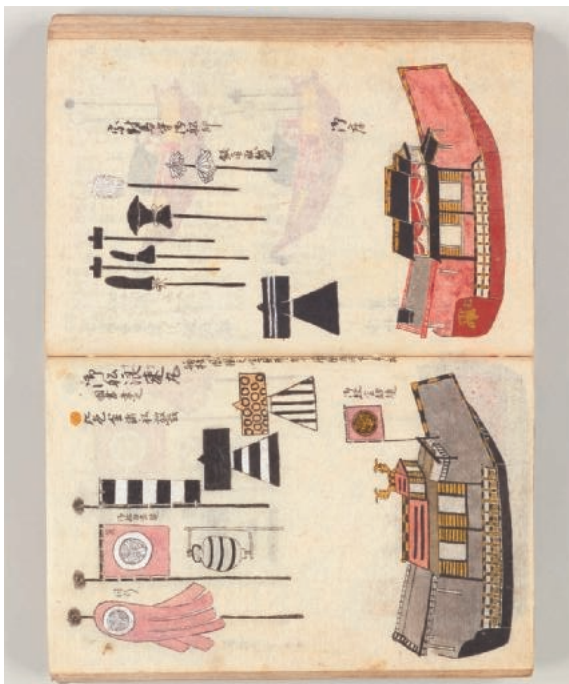


図 2

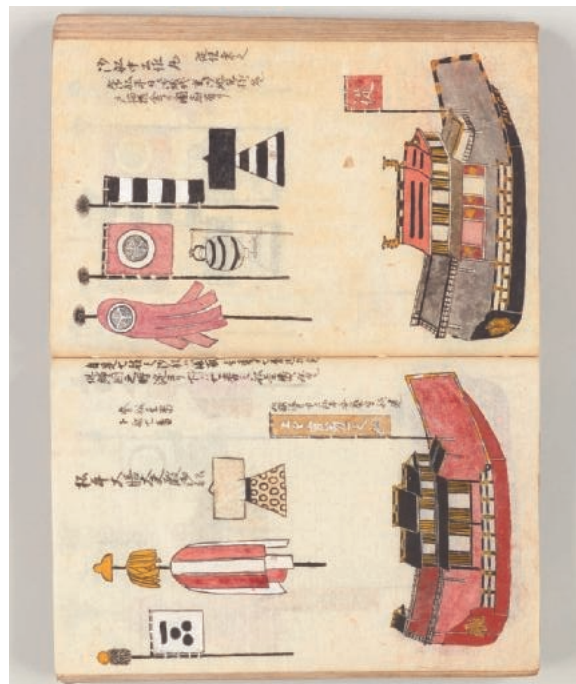


図 6

図 7

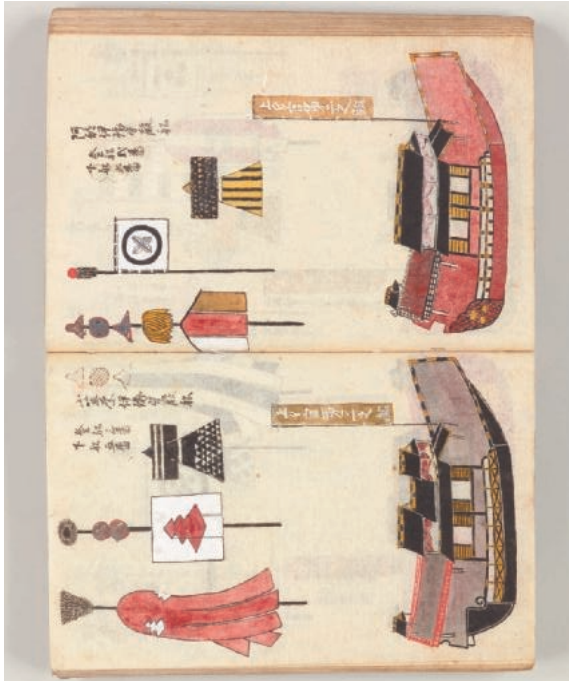


図8



図9

図12

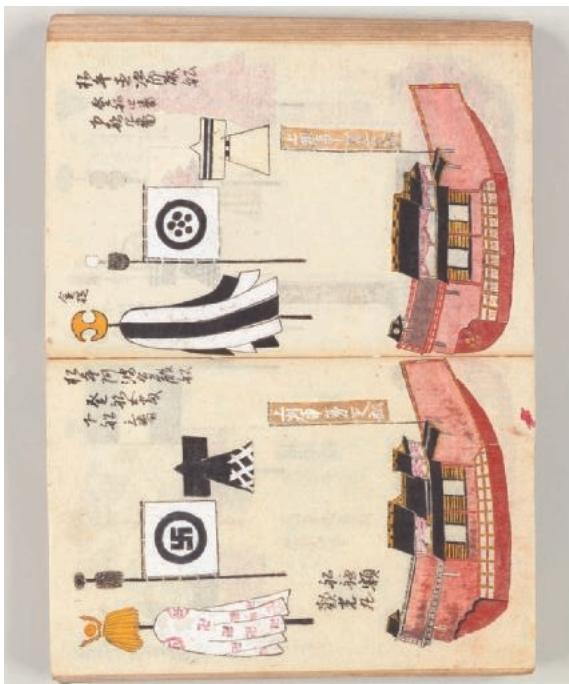


図10



図11

図13